

新年早々のおめでたいニュース

発行：日本置き薬協会 事務局広報担当

1. 訪問販売業者としての置き薬販売について朗報

経済産業省が、本年から施行する「特定商取引に関する法律施行規則の改正」について、置き薬販売業の位置付け、所謂クーリングオフなどの取り扱いについて、様々な疑義、議論があり、以下に実際に即した法的取り扱いを行なうか、厚労省医政局経済課が仲介の労をお取ittedいて、経産省商務情報政策局商務流通グループ消費経済政策課に、実態説明などを行なった結果、置き薬販売業の配置先に預け置く医薬品については、特商法の対象外となりました。

理由は、置き薬の根源的性格上、預け置く時点では「譲渡、販売の申し入れ」となるが、お客様が預け置かれた医薬品を開封した時点が「売買成立」となる民法上の解釈から、特商法で問題とするクーリングオフなどの発生時点を特定できず、その結果時効時点を確定できないことが上げられる。

また、通常置き薬販売業で預け置かれる医薬品の金額が小額であることも理由としては考えられる。

ただし、あくまでも特商法の除外規定の対象は置き薬として預け置かれる医薬品のみであり、健康食品や健康器具類はもとより、それ以外の衣服類、宝飾品、食料品、寝具類などなどは、当然、特商法の対象になる。

その対策として、日本置き薬協会は会員に向け、新しい法制度に馴染む「お客様向けの説明書」及び「お客様にわかり易い契約書の雛形」を、顧問弁護士事務所のひとつ、公正取引委員会委員金子晃弁護士（元会計検査院院長、慶応大学教授）の所属する御器谷法律事務所に作成を依頼し、配布することにした。

今後、厚労省と経産省、両省からの監視・監督を受ける立場の置き薬販売業として、コンプライアンスを重視し、国民の安心と安全に留意するだけでなく、ビジネスとしても、国民の信頼感を得るよう努力する。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局（足高）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館4階
TEL. 03-3222-1737 FAX. 03-3222-1738